

情報通信審議会 情報通信政策部会
新事業創出戦略委員会（第7回）議事録

1 日 時 平成23年5月30日（月） 13:30～15:00

2 場 所 総務省8階第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員（敬称略）

新美 育文（主査）、村井 純（主査代理）、秋池 玲子、岩浪 剛太、
太田 清久、野原 佐和子、野村 敦子、堀 義貴、三膳 孝通、村上 輝康、
森川 博之、山田 栄子、山田 メユミ、吉川 尚宏

(2) 総務省

利根川情報通信国際戦略局長、久保田官房総括審議官、原政策統括官、
武井審議官、竹内技術政策課長、淵江国際政策課長、前川総合通信基盤局総務課長、
古市事業政策課長、渡辺電波政策課長

(3) 事務局

長塩参事官、谷脇情報通信政策課長、本間情報通信政策課企画官、
長谷川情報通信政策課課長補佐、恩賀情報通信政策課課長補佐

4 議題

(1) 論点整理

(2) 自由討議

(3) その他

5 議事録

【新美主査】 定刻となりましたので、新事業創出戦略委員会の第7回会合を開催いたします。

本日は、台風一過と言いますか、午前中の雨がからっと晴れまして、いい天気になり

ましたが、ご多用中のところご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですが、事務局から本日の資料の確認等をお願いいたします。

【恩賀情報通信政策課課長補佐】 事務局でございます。

まず、議事次第がございます。そして、議事次第をおめくりいただきまして、本日、事務局から説明させていただきます資料7-1、論点整理（案）の資料がございます。

また、参考資料としまして、前回会合までの主な議論の資料をつけております。過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

【新美主査】 ありがとうございます。資料等、不足はございませんでしょうか。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。本日も、前回に続きまして、論点整理（案）に関する議論を行います。

まず、事務局から論点整理（案）についてご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【谷脇情報通信政策課長】 それでは、資料7-1に基づきまして、論点整理（案）についてご説明させていただきます。下線の部分を中心にごらんいただければと存じます。

まず1. 現状認識でございます。1) 「東日本復興」と「日本再生」に向けてというところでございますけれども、社会経済のあらゆる場面において、知識・情報のやり取りが活発に行われ、その流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す「知識情報社会」の構築がグローバルに進展しつつある。また、我が国が抱える少子高齢化、人口減少、環境問題等の解決に向け利用者本位で取り組み、ICTの利活用について、国民が生活の改善を実感できる豊かな社会の実現が求められている。本年2月の本審議会の諮問においては、本格的な「知識情報社会」の実現に向けて、2020年頃までを視野に入れて、ICT政策の今後の方向性としての「総合戦略」を描くことを目的として検討を開始したところでございます。こうした中、本年3月、東日本大震災が発生いたしました。したがって、諮問いたしました「総合戦略」を描くに際しても、政策アジェンダを大きく変更する必要性が生まれているのではないかと。具体的には、今次震災において、情報の円滑なやり取りをハード・ソフト両面において実現する「情報流通連携基盤（プラットフォーム）」の構築がICT政策の機軸となるのではないかと。また、被災地の地方自治体が主体となる「東日本復興」のプロセス及びその原動力となる国家としての「日本再生」を同時並行的に推進していく必要があるのではないかとしております。

次に、2) といたしまして、日本全体の復興とICTという観点でございますが、

「東日本復興」や「日本再生」に果たすべきICTの効果としてどのような項目が考えられるか。ICTは行政、医療、教育、農林水産業等の幅広い分野における効率性の向上や高付加価値化を実現するものである。ICTがもたらす経済波及効果は全産業中最高水準であり、復興プロセスにおいて重要な投資であると位置づけることが必要ではないか。また、ICTを活用した「情報流通連携基盤」をハード・ソフトの両面で構築することにより、耐災害性が強く、かつ高付加価値性を有する社会インフラの高度化を実現することが可能となるのではないか。また、ICTを活用したコミュニケーション力の強化を図ることが必要ではないかとしております。

次に、3) ICT政策の基本理念といたしまして、何点か整理してございます。まず1点目として、冗長性のある有機的なネットワーク連携により、耐災害性に優れた新たな国土の形成（例えば、コンパクトシティが有機的にネットワークで結ばれている国土）を実現していくべきではないか。2点目として、ソーシャルメディアとしての機能を活用しながら、被災地を含め、地域の「絆」を強固なものとする「共生型ネット社会」の構築が必要ではないか。3点目として、グローバル化に対応しつつ、生産拠点の海外流出による「産業の空洞化」を防ぐとともに、アジアの成長を取り込んだICT産業の復興を実現するため、ICT産業のグローバル展開、ICTによる相手国の課題解決等の国際連携・協調を推進すべきではないか。4点目として、被災地の主要産業である農林水産業の復興、行政・医療・教育等の公的サービスの瞬断なき提供を実現するためのICTの利活用の促進や新事業の創出を目指すべきではないか。5点目として、中期的な電力需給の逼迫や環境負荷の低減に対応し、日本の生産力を最大限維持していくためのグリーンICTを推進する必要があるのではないかとしております。

4) といたしまして、「情報の利活用」を推進するための「情報流通連携基盤（プラットフォーム）」の構築でございます。最初の○のところでは、端末分野のオープン化の方向について記述しております。二つ目の○では、ネットワークレイヤーにおいて真のユビキタスネットワーク化が進展してきているということを記述しております。このように、端末レイヤーやネットワークレイヤーにおいては従来の壁を越えた自由な組み合わせが可能なオープン化の方向に向かいつつあるが、依然として産業分野ごとの情報の流通・連携は立ち後れているのではないか。オープン化に向かう端末やネットワークを介して自由な情報の流通・連携が実現すれば、デジタル情報の特性を活かし、自由に組み合わせる、いわゆるマッシュアップによって、さらなる付加価値を生むことが可能

となり、「知識情報社会」の実現を加速化することになるのではないか。こうした自由な情報の流通・連携が実現していない背景には、プラットフォームレイヤーの連携ができていないことが大きいのではないか。

また、日本では、個人情報の取り扱いに関する問題や、暗号化・匿名化等に係る技術的な課題等が絡んで、「オープンデータ」という概念がほとんどなく、政府や民間企業等の各主体が持つ「価値ある情報」をオープン化・可視化し、各分野・制度内、さらには各領域を越えて共有・利活用できるようにすることも重要ではないか。このため、ICT政策としては、「情報の利活用」を推進するための「情報流通連携基盤（プラットフォーム）の構築」を最重要の課題として位置づけるべきではないかとしております。これまで医療、行政、教育など個別分野ごとの情報化を促進することに力点が置かれてまいりましたが、こうした「縦軸」の情報化に加え、「情報の利活用のためのプラットフォーム」という「横軸」の基盤構築に向けた取り組みを特に重視すべきではないか。また、そのためには、具体的に、各プラットフォーム間のAPIの標準化、データ様式等の連携、認証・課金機能等の連携、各分野ごとに異なる個人情報の取り扱いに関するルールの整合性の確保など、「情報の利活用」に係る技術規格、運用ルール等の策定が必要ではないか。また、こうした「情報流通連携基盤」の構築は、耐災害性の強い情報流通を実現することにもつながるものであり、その構築を急ぐ必要があるのではないかとしております。

次に、5) 各戦略の位置づけでございます。まず、「東日本復興」においては、地方自治体が主体となることが大前提であり、政府は最大限これを支援することが必要ではないか。「東日本復興」に関しては、被災地が希望を持つことができる「新たな復興」が求められるのではないか。2点目としまして、「日本再生」においては、とりわけ日本経済が抱える供給制約、具体的にはサプライチェーンの機能低下や電力需給の逼迫、こういったものを打開する観点からICTがどのように貢献できるのかという視点からの検討が必要ではないか。3点目として、厳しい財政状況に鑑み、政府の果たすべき役割として、アウトカム目標やスケジュールの明確化、アカウントビリティが従来以上に求められているのではないか。4点目として、「地域復興・活性化」をICT政策の基本に据え、「研究開発」、「新事業創出」、「国際連携・協調」といった各戦略との整合性・統一性を確保し、産学官の役割分担を明確化する必要があるのではないか。5点目として、復興プロセスを通じた世界最先端の「情報流通連携基盤」を構築

し、2020年頃に「知識情報社会」という新たな社会経済システムを構築することを長期的な目標として設定する必要があるのではないかとしております。

次に、2. 新事業創出戦略の方向性、1) 基本的考え方でございます。まず、利用者本位のICTの利活用を促進し、そこから新たなサービス等が産み出される環境整備を図るという視点が必要ではないか。従来の「技術ドリブン」視点であったICT利活用施策を、「課題ドリブン」、「ユースードリブン」な施策へと転換することが必要ではないか。2点目として、情報やデータの復元力・耐災害性を高める観点から、クラウドサービスの積極的導入等のICTの利活用の促進（BCP by ICT）を推進することが必要ではないか。3点目として、「縦軸」の視点から脱却し、情報の利活用という観点から、情報セキュリティの強化等の安心・安全の確保、人材やリテラシーの育成、アクセシビリティ、「情報流通連携基盤」の構築等といった「横軸」の視点への転換が必要ではないか。4点目として、新事業創出に結びつけていくためには、同業他社連携、異業種連携など、各企業等の得意とする経営資源を持ち寄り、新たなソリューション等を産み出す非連続な「オープンイノベーション」の創出が求められるのではないか。その際、高齢者をはじめとして利用者のニーズを最大限尊重したサービス等の開発が求められるのではないかとしております。また、5点目として、例えば「医療と介護の連携」や「農業と物流・環境を一体的に捉えたソリューションの提供」等、分野・領域横断的な施策を推進することが重要ではないか。6点目として、デジタル機器のコモディティ化が急速に進展する中、モノ作りとサービス提供を一体としてとらえる「モノのサービス化」に力点を置く必要があるのではないか。その際、「ソーシャル」、「ローカル」、「モバイル」の3つの視点が重要ではないか。7点目として、標準化戦略としては、デジュール標準だけでなく、民間主導のデファクト標準（フォーラム標準）の支援を強化していくことが必要ではないか。8点目として、新事業創出戦略の推進により得られた成果については、社会的に実装され、広く全国に展開するとともに、できる限り、課題を共有する諸外国にも展開することが国際協調・国際貢献の視点から求められるのではないかとしております。

次に、2) 検討の方向性でありますが、まずは「東日本復興」と「日本再生」に関わりの深い以下の施策を優先的に進めていくこととしてはどうか。

①災害に強い社会の構築でございます。耐災害性の強い通信・放送インフラの開発・構築の推進。IX機能の地域分散化をはじめ、耐災害性に優れた冗長性のある有線・無

線を含む有機的なネットワークの開発・構築を推進する。また、災害情報のきめ細かな提供のため、地域に密着した放送インフラを充実・強化すべきではないか。また、自治体クラウドの構築を推進すべきではないか。2点目として、情報提供手段の多様化という観点から、災害発生時の政府、電力会社などの公的機関のサイトへのアクセス集中により情報を得られない事態を回避するため、公的機関によるミラーリング、クラウドの活用等を促進すべきではないか。また、公的機関によるソーシャルメディア等インターネットの活用を促進するとともに、地方自治体等からの情報を一元的に管理し、多様なメディアに提供可能な基盤の普及を推進すべきではないか。3点目として、地域情報の広域提供に向けた仕組みの構築でございます。高齢者等にとって使い勝手の良いサービス等の開発を促進すべきではないか。また、遠隔医療等による広域医療連携、診療・調剤情報等のクラウドへの蓄積（日本版EHR）、電子カルテの導入等を推進するとともに、これらを支える安全かつ最適な通信ネットワークの仕組みを確立すべきではないか。ICT人材の定着を希望する地域と保有スキルにより地域への貢献を希望するICT人材、この両者をマッチングさせる仕組みを創設すべきではないか。4点目として、「スマート・クラウド戦略」の推進ということで、クラウドサービスの普及促進等により、情報システムの耐災害性や情報連携の強化等を推進することが必要ではないか。また、クラウド利用が円滑に進むようにするため、安心・安全なクラウドサービスの提供が行われるよう支援をすべきではないか。最後に、就労形態の抜本的な見直しでございますが、テレワークの一層の推進を図るべきではないかという——これはBCP対策等の観点からということでございます。

次に、②電力不足等の供給制約への対応といたしまして、まず、日本型スマートグリッドの推進。スマートグリッドの推進にあたっては、送配電網の高度化という視点に加え、エネルギーの「地産地消」等を実現する観点を重視すべきではないか。その際、再生可能エネルギーは発電量の波動性が大きいことから、需要家間で電力の相互融通を行う仕組みを構築していくことが必要ではないか。関係府省と連携しつつ、産学官連携の仕組みの下、スマートメータから収集された消費電力に関するストリーミングデータをクラウドで処理するためのセキュリティ基準等の策定、BEMSやHEMSとスマートメータ等の連携に向けた標準仕様化、すなわち需要家側における消費電力の「見える化」などを推進する必要があるのではないか。また、需要家の承諾を前提として、消費電力データを活用したクラウドサービスの提供、アプリケーションの活用等の促進、ス

スマートメータの先行的・試行的導入による電気予報のリアルタイム化について検討することが必要ではないか。また、グリーンICTの推進でございます。省エネ・環境負荷低減のベストプラクティスモデル、それから環境影響評価手法の確立等を図ることが必要ではないか。また、Green of ICTの観点からは、データセンターのグリーン化、通信ネットワークのグリーン化のための研究開発等を重点的に進める必要があるのではないか。Green by ICTの観点からは、日本型スマートグリッドの導入に加え、ICTの徹底的な利活用による環境にやさしいまちづくりのための取組等を進める必要があるのではないかとしております。

次に、③日本再生のための成長力確保でございます。まず、最初に「情報流通連携基盤」の構築でございますけれども、分野・制度、系列、アプリケーション等を横断した情報の円滑な流通・連携を図るための「情報流通連携基盤」の構築を推進すべきではないか。具体的には、各プラットフォーム間のAPIの標準化、データ様式等の連携、認証・課金機能等の連携、各分野ごとに異なる個人情報の取扱いに関するルールの整合性の確保、クラウド事業者の遵守事項のガイドライン化等、「情報の利活用」に係る技術規格、運用ルール等の策定が必要ではないか。また、国及び公的機関の保有する災害関連情報、地盤情報等の復旧・復興関連データのデジタルフォーマット（XML、CSV等）での公開を促すとともに、その活用方策等の検討を進めるべきではないか。それから、被災地の流動的な雇用関係における就労履歴を正確に捕捉・管理する仕組みの早期導入を図る必要があるのではないか。2つ目の項目として、東北地方におけるICT拠点の集積化でございます。テレワークを活用したソフトウェア開発拠点の整備、東北地方への国内・海外研究開発及び実証拠点の誘致など、ICT産業の開発拠点の集積化を図るべきではないか。

3つ目の項目として、電波を利用した新たな事業の創出でございます。ホワイトスペースやセンサーネットワーク等の新たな無線技術を地域コミュニティの情報収集・発信手段などに活用するということを書いてございます。また、地域におけるワイヤレスブロードバンド環境の早期実現を図るべきではないかとしております。

④ICT利活用推進のための環境整備でございます。まず1点目として、ICTの利活用を阻む規制・制度の改革を引き続き促進すべきではないか。2点目として、利用者本位のサービス等の開発を含むユーザビリティ・アクセシビリティの向上としまして、「プッシュ型行政サービス」や「マイ・ポータル」の実現のためにも、携帯電話を媒体

としたアクセシビリティの向上が有効ではないかとしております。3点目として、「情報活用人材」、高度ICT利活用人材等の育成でございますが、テキストデータ、位置情報、センサーデータ等のデータ群、いわゆる「ビッグデータ」を活用し、新しいビジネスモデルやマーケティングモデルを創出し、かつコンプライアンスを確保できる人材の重要度が高まっており、このような人材の獲得競争が世界的に始まっている。これら「情報活用人材」の育成のために、これまで以上に産学連携や人材相互交流の強化等が必要ではないか。また、実践的な技術系高度ICT人材育成の取組みについて、継続的な支援も必要ではないか。最後に、情報セキュリティの強化としまして、情報セキュリティの教育・啓発等を図るため、開発者と一般利用者との間を取り持つ役割を担う者（サポーター）の育成等が必要ではないかとしております。

次に、ICT利活用施策の推進にあたってのPDCAサイクルの明確化等という観点から、2点書いてございます。まず①成果目標の明確化、ロードマップの策定でございます。各施策の達成度合いを評価するためには、成果目標を明確に定義することが必要ではないか。その際、成果目標はできるだけ定量化するなど「見える化」することが重要ではないか。また、これを達成するための計画である「ロードマップ」を策定し、成果目標の達成度合いについて、国民から見て容易に検証可能とすることが必要ではないかとしております。次に、②の「段階的管理方式」の導入でございます。ICTは実証実験を通じて「実証」しているだけでは不十分であり、具体的に社会システムの中に「実装」されていなければ、災害時には役に立たない。この「実証」と「実装」とを結びつける方法として「段階別管理方式」を導入することが有用ではないか。また、成果評価方法の再検討や、評価結果の公開を通じた国民への説明責任の確保、分野別所管府省との役割分担の明確化等についても留意すべきではないかとしております。

次に、3といたしまして、今後の検討課題でございます。

まず、1)復興プロセスの進展とICT政策の在り方でございます。復興においては被災地の地方自治体のニーズ、経済動向等により、今後とも政策の前提となる環境が大きく変わっていく可能性があることから、今夏の第一次の取りまとめ以降、引き続きICT政策の方向性について検討を深めていくことが必要ではないかとしております。

次に、2)としまして、復興プロセスと「知識情報社会」の構築に向けてでございます。復興プロセスの先にある2020年頃の目指すべき社会を具体化していくことが必要ではないか。その際、例えば以下の項目を含め検討を深めていく必要があるのではな

いか。

まず、①として、通信・放送ネットワークの将来像でございます。リアル空間とサイバー空間の連携が強化される真のユビキタス社会が実現するとともに、時間や距離の概念を越えてサイバー空間内における社会経済活動が高度化した世界が実現していくのではないかと。また、「情報流通連携基盤」を軸とした新たな垂直統合型の事業モデルが主流となる可能性があるのではないかと。その際、デバイスと通信・放送網の紐帯関係が緩くなり、端末、ネットワークの別を問わず情報が双方向に流通する仕組みの比重が高まるのではないかと。1：Nを基本とする放送網、1：1を基本とする通信網に加えて、N：Nを基本とするソーシャルメディアが有機的・相互補完的に組み合わせられ、各ネットワーク（メディア）の特性を生かしつつ、官民の適切な役割分担の下で、各利用者のニーズに応じて自由に連携可能な市場環境になっていくのではないかと。また、新たな垂直統合型の事業モデルがグローバル市場において主流となるとすれば、我が国のICT産業がこうした事業モデルに組み込まれ、柔軟な事業展開が阻まれる可能性があるのではないかとしております。

次に、②ICT利活用の変化としまして、集合知を活用した商品・サービス開発、人と人の「つながり力」を活用したコンセンサスの形成等、供給者側ではなく利用者が主体となったICTの利活用が急速に進むのではないかと。その際、異なる領域、異なる地域の情報連携等が進み、新たな価値が創造される社会に進化していくのではないかと。また、少子高齢化の進展等により心身機能やライフステージに合った仕事を開発するなど、ICTの利活用に従来はなかった視点を加えていく必要があるのではないかとしております。

最後に、③といたしまして、ICT利用環境の整備でございます。ソーシャルメディアの普及に伴いまして、情報の信頼性の問題、トラブルが発生した場合の解決手法等について、民主導を原則としつつ必要な利用環境の整備を進めていく必要があるのではないかと。また、コンテンツ・アプリケーション等の上位レイヤーとネットワーク等の下位レイヤーとの間の公正競争を確保する観点から、引き続き「ネットワークの中立性」の在り方について検討を深めていく必要があるのではないかと。その際、クラウドサービスの普及が「ネットワークの中立性」にどのような影響をもたらす可能性があるかについても検討を深めていく必要があるのではないかと。最後に、ICT利用環境の整備という観点から、企業コンプライアンスの確保、プライバシー保護や個人情報の適正な取扱等、

国境を越えたデータ等の流通における法制度の適用関係等に係るクラウドサービスを巡る国際的なコンセンサスの醸成、グローバルなD o S 攻撃への対応等、他国との連携をさらに推進していくことが必要ではないかとしております。

参考といたしまして、前回もお配りさせていただきました「情報流通連携基盤（プラットフォーム）」の概念図を添付させていただいております。

資料7-1の概要は以上でございます。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明をいただきました論点整理（案）についてご議論をいただきたいと思っております。ご自由にご発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【村井主査代理】 今回このようにまとめていただき、前回からの議論に引き続いてカバレッジはきちんとしているのですが、そのカバレッジに関して。今回の経験を共有したときに1つ出てくるのは、インフラが有効に働いた一方で、デジタルデバイドが再認識されたという点です。ICTがこれだけベーシックな社会インフラになったときに、それを使いこなせない、あるいはつながっていない地域との、いわば格差が非常に激しくなってしまうのではないかということです。つまり、インフラにとけ込んだ、インフラとして確立したからこそ、そうでない部分との差というのが課題になったという背景があると思っております。そうだとすると、今ご説明いただいた中で、そういったおそらくカバレッジ100%というような意味において、デジタルデバイドの解消或いは、地域格差の解消ということもあるかと思っております。このあたりは、官民が協力して進めなければならない領域だと思いますが、そういった視点は今回、どのように扱われているのでしょうか。

【新美主査】 いまのご発言について、事務局はいかがですか。

【谷脇情報通信政策課長】 今回、この資料の中で言いましても、例えば3ページ目のところで、「情報流通連携基盤」の構築ということ強く出しているところでございます。そういった意味では、今、村井先生からお話があったように、ことしの3月末までに地理的なデジタルデバイドをなくそうということで取り組んできて、達成見込みだったわけでございますけれども、今回の震災で、その部分についてはもう一度、被災地のネットワーク基盤の復旧・復興をしないといけない。これは大きな政策課題としてあろうかと思っております。ただ、それは単にネットワークのところだけではなくて、やはり今回の被災地で情報が流れなかったという問題があるわけでございますので、もう少し上の

レイヤーのところも含めて、情報がきちんと流通したり、連携できる基盤をあわせて復旧・復興していくことが必要ではないかというのが全体的な視点になっているかと考えております。

【村井主査代理】 もう1点よろしいですか。

【新美主査】 どうぞ。

【村井主査代理】 この中で、情報の基盤のところでも、例えば地域での無線のコミュニティのデータ通信の発展という項目があるのですが、それぞれの項目というのは、結局、具体的にはデジタルデバイドの解消・地域格差の解消といったことに貢献できるのだと思います。今回も、防災通信であるとか、そういったことがいろいろ複合的に組み合わせあって、かなりのカバレッジを提供したという事実があると思います。そうすると、そこに対して今度は整備の視点で見ると、局所的な無線のデータ通信の発達、あるいはそういったバックアップをどうするかとか、地域行政との連携など、様々な項目が散りばめられているのですが、最終的な目標は、やはりいろいろな意味で100%のカバレッジをデジタル通信で持つという社会づくりではないかと思います。したがって、そういったことの意味がデジタルデバイドという言い方なのか、それとも100%のカバレッジという言い方なのかはともかくとして、その辺りの目標意識としての指標に基づいて、全体がリンクされていると、政策としては割合取り組みやすい、ゴールに達することに対していろいろなセグメントが力を合わせやすいのではないかと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今のご指摘の点は、恐らく事務局も意識はしていると思いますので、今の村井先生のご意見を踏まえながら、表現ぶりを今少し工夫をしてみたいと思います。

ほかにご意見がございますでしょうか。

【太田構成員】 大変細かい点で恐縮なのですが、10ページ目の④ICT利活用のための環境整備で、特に二つ目のタブのところ、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上というのはかなり踏み込んだ議論になっているかと思うのですが、実はこの下線部の「携帯電話」というのが非常に気になって、携帯電話というと、どうしてもフィーチャーフォンのイメージがあるのですね。前の3ページ目のところでは「携帯端末」という言い方をなさってしまっていて、これは多分スマートフォンというのが2020年にメインになってくるのだろうという前提で書かれていると思うのですが、これは表現を統一

したほうがいいのではないかと思います。

それから、1点確認なのですが、アクセシビリティの向上というのは、これはスマートフォンの中で全部完結させるという意味ではなくて、スマートフォンを一つのゲートウェイにして、さまざまな情報機器を含めてユーザビリティを確保する、そういう認識でよろしいのですよね。

【谷脇情報通信政策課長】 今ご指摘のように、「携帯電話」と10ページで書いておりますけれども、ここはフィーチャーフォンに限定されるものではございませんので、ここはむしろ「携帯端末」と書くほうが適切かなと考えております。

また、ここではあえて「プッシュ型行政サービス」ですとか「マイ・ポータル」と書いております。つまり、ここではちょっと言葉足らずの部分がございますが、政府として進めております電子行政の推進ということを念頭に書いておりますので、そういった意味では、携帯端末を使った、例えば公的認証ですとか、そういったことを念頭に置いているところでございます。そういった意味では、スマートフォンなども当然これから主流になってまいりますので、それをどう活用するかという点もこの視野としては入ってくると思っております。

【新美主査】 ほかにご意見ございましたらお願いします。

【森川構成員】 私もちょうと細かい点なのですが、11枚目の②のところの「段階別管理方式」の導入ということで、「実証」と「実装」とを分けて「調査研究」、「社会実験」、「試験導入」の三つに区分してしっかりとやっていくということは非常に明確になっていいと思います。ただ、災害時とか極限状況とかそういうことに関してこういうふうにはやらないと、この③のようなものは民ができるということになってしまいますので、そういう民だけではできない、コストがかかるような分野に関して、しっかりと考えていくとともに、ここで生まれてきた技術が民にもきちんと展開されていくという理解でよろしいのかというのが質問です。

【新美主査】 いかがですか。お願いします。

【谷脇情報通信政策課長】 ここに書いております①もそうでございますけれども、②も含めて、あくまで総務省がICTの利活用を推進するための施策をどのように管理していくのかという観点から書いております。その際に、従来よりももう少し細かく丁寧にステージングを分けて①から③で評価していくべきではないか。その上で、もし途中段階においてその施策を進める必要がないと判断した場合には、それはやめるというこ

とも含めて、もう少し細かく見ていこうというのがこの①から③の「段階別管理方式」というところでございます。

【新美主査】 今の森川さんの質問ですと、③のところは民でもできるのではないかと
いう趣旨だったかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

【谷脇情報通信政策課長】 ③の段階で、もうこの「試験導入」に向かうためのリスク
が大きいものについては、恐らく公的な支援が必要になる場合があるかと思えます。
ただ、すべて公的支援が必要というわけではないと思えます。民がみずから普及させる
べきものがあると思えます。

【新美主査】 くし型になってくるということでしょうか。

【谷脇情報通信政策課長】 はい。その辺をきちんと分けていく必要があるのではない
かという趣旨でございます。

【新美主査】 ほかにご意見ございましたら。

【野原構成員】 2点ほどコメントしたいと思います。

まず1点目は、全体の取りまとめの中で、グローバル化を踏まえるという点をもう少し
強められたほうがいいのではないかとことです。中を見ていきますと、2ページ
目のICT政策の基本理念の中には、矢印の3つ目のところに、「サービスや事業活動
のグローバル化に対応しつつ」というところでグローバル化が出てきます。これはICT
産業としてのグローバル展開を頑張ろうというところのみかかってしまうという印
象がありますが、実際には国内で展開していくさまざまなICTのサービスや施策もグ
ローバル化を踏まえていないとうまくいかないと思えます。この業界は、非常にグロー
バル化が進んでいて、海外とのバランスをよく考えた上でいろいろな戦略をやってい
かないとうまく回らないという意味で、もう少し全体にグローバル化の進展に対してどう
対応していくかという観点を入れられたらどうかと思えます。

もう一つは、全体の印象として、そもそもこの委員会というのは「新事業創出戦略委
員会」ですが、新事業創出といったときに、具体的に何をするかというところで、6ペ
ージが新事業創出戦略の方向性で、この辺から書かれているわけですがけれども、結局、
新事業創出領域をここにしようといったような、どの領域にフォーカスして頑張ってい
こうかということがかなり大きな比率を占めていると感じるのです。もちろん、そのこ
とも重要ですが、やはり、だれがどうやって、やっていくのが大事だと思っていまし
て、その点でぜひ一つ加えてほしいのは、ベンチャーの新たな事業を立ち上げる人たち

をどのように育成していくのかというような、ベンチャーにも頑張ってもらえる環境をつくりたいということをこの辺に入れてもらえないか考えております。

その2点です。

【谷脇情報通信政策課長】 2点ご指摘をいただいたわけですが、グローバル化のところは、確かに基本的な考え方では入っているのですが、それを後ろの具体的な話の中で必ずしも生かし切れていない。例えば、日本型スマートグリッドといいますが、日本でしか通用しないスマートグリッドにするわけにはいかないということでございますので、そういったグローバル化の視点というのを後ろのほうでももう一度きちんと全体に流れるように盛り込みたいと考えております。

それから、もう1点のベンチャーの関係でございますが、本委員会におきましても、東日本大震災の発災前にそういった議論をかなりいただいておりますので、その議論を踏まえてこの中に盛り込ませていただきたいと考えております。ただ、事業仕分け等々ある中、私どものベンチャー支援の施策が仕分けられたこともございますので、要は官の役割とは何かという点については、なお皆様方のご意見をちょうだいできればと思っております。

【森川構成員】 今のスタートアップの点なのですが、1点、無理やりSBI Rみたいなものを強制的にやってみるとどうでしょうか。すなわち、大企業に今お願いしているお金の20%を強制的にスタートアップに回すというようなものは、数年間ぐらいやってみてもおもしろいかなと思います。もちろん、それで動かない可能性もあるかもしれませんが、小さい会社は国のお金を使うためにはどうすればいいかさえないですし、大企業から話を持っていくにしても、大企業との接点もあまりないので、一つのアイデアとして、強制的にこれから数年間は、SBI Rみたいに20%は回すというのはいかがでしょうか。

【新美主査】 具体的な提案、発案がございましたが、いかがでしょうか。

確かに、小さな事業者などはどうやって支援してもらおうか、申請するノウハウすら持っていないということは事実だと思います。たとえば、文科省関係の科研費をどう申請するかということにおいて、大きな大学はノウハウを持っていますが、小さい大学は持っていないというところがあります。ただいまのご提案のように、どこかで一つの誘い水と申しますか、そういうイントロダクションみたいなことをやる必要はあるかもしれません。

【三膳構成員】 前にも申し上げたのですが、お金ではなくて、やっぱりその技術を使ってもらおうとか、そういうほうがベンチャーのときには助かると思うので、確かにお金の話もそうだと思いますけれども、どういう形でそのサービスを普及できるか、例えば、そういうのを使ってもらって観点というのが本当はあればうれしいと思っています。

それから、ちょっとまだ考えがまとまっていないのですが、6ページの新事業創出戦略の方向性で、1)のところの基本的考え方は結構納得できるところです。「技術ドリブン」から「課題ドリブン」、「ユーザードリブン」という方向、これは世の中の流れが技術だけではどうしようもなく、むしろ課題・ユーザードリブンによって技術が牽引されているような状況でもあるので、ここは理解できるのですが、2)の検討の方向性のところから、実はかなり内容が技術的な内容が多い気がしています。例えば、IXの地域分散化、これはコネクティビリティの確保であれば、地域分散をやるよりも、むしろアプリケーションを使えるような環境のネットワークをどう維持できるかという検討の方向が今は必要ですし、それから、情報提供の多様化、ここで「公的機関によるミラーリング」とか書いてあるのがちょっとやっぱり悩んでいるところで、むしろ情報のアクセスの多様化とかであれば、さまざまな機関でのバックアップの方法とか、何かもう少し考えなきゃいけないところが結構細かく書かれてしまっているような気がしています。もうちょっとこのあたりは技術的内容に踏み込むよりは、もう少し目的に対してどういう戦略があるかというところまでのまとめのほうが、正直言うと合意がとりやすいと思います。

それから、もう一つ気になっているのが、やっぱりプラットフォームという概念が結構強くイメージされているように思います。前にもちょっとお話があったと思うのですが、プラットフォームはさまざまな視点によって変わるものであるし、非常に流動的なものであると思っています。プラットフォームがサービスをドリブンする形よりも、今はユーザーの使い方がそのプラットフォームをドリブンしていることのほうが多いと思うので、そのあたりを無理にプラットフォームの連携、あるいはプラットフォームを垂直統合なり水平統合なりで考えていくみたいな形は、ちょっと弱めてもいいのかなという気がしています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。3点にわたってですけれども、事務局から今の3つの点についてコメントはございますか。

【谷脇情報通信政策課長】 3点目のユーザードリブンのプラットフォームというのは、まさにそのとおりだと思っております。つまり、官が出てくることによって無理やり異なるプラットフォームを連携させるといったようなことは恐らく違うのだろうと思いますし、それはユーザードリブンというそもそもの論点整理の発想とも違うと思います。むしろ、ユーザーが望んだときにプラットフォームが連携できるように、例えばAPIの標準化ですとか、データフォーマットの共通化ですとか、そういった環境整備を、しかも民主導でやるということが基本ではないかと思っております。なお、この部分のご議論いただければと思います。

【新美主査】 ほかにございますか。

【吉川構成員】 今回の質疑にも関係します。まさに14ページの参考の絵が今回の肝かと思っております。今まで総務省の競争政策は、まさにネットワークレイヤーの競争政策が議論となっていました。今回はもう一段レイヤーを上げたところでの、一種の競争政策に読めます。今回の戦略は、新事業創出である一方、プラットフォームレイヤーでのグローバルなデファクトができる中で、そのデファクトが日本の市場を牛耳ってしまうのを防ぎましょうというふうにもちょっと読めたのです。ここのレイヤーも競争は活発になるほうが消費者にとってもいいには違いないのですが、問題は、その政策の手段ですね。方向性はいいとして、これにはどういう政策の手段があるのかなと。事務局がおっしゃったAPIの標準化を民間主導でやるということでしたが、では、国としてどういう手当てができるのかというのが一つ疑問に思いました。

それから、これは民主導ですけれども、例えば今は「オープンID」も結構議論されていますが、この成否は技術というより、むしろ企業間の利害関係です。「オープンID」にしてしまったらお客さんを向こうにとられてしまうとか、そういう企業間の利害関係のほうが結構大きいのではないかと思っていて、その政策手段——私はこの間から議論が出ている「ガバメント2.0」という電子行政、電子政府の部分からやっていくのが普通的手段だと思うのですが、この辺をどう考えるかということです。

それから、先ほど野原さんもおっしゃったグローバル化ですね。プラットフォームレイヤーはネットワークレイヤーと違って、まさにこのグローバルということ意識しないと、例えば日本だけでインターオペラビリティの確保とかいろいろやってももちが開かない部分についてどういう政策手段で対応するのかというあたりが、もうちょっと言及がいるのかなと思いました。

【谷脇情報通信政策課長】 3点ご指摘をいただいたかと思えます。プラットフォーム連携を実現していくために、国はどのような立ち位置、あるいはどういう支援策があり得るのかということでございますけれども、基本的には、これは国が規制で行うものではないと思っております。民間のフォーラム団体等に対して、例えば総務省なりがオブザーバーで参加するなど、そういうソフトなアプローチが必要ではないかと思っております。ただ、今、吉川さんがおっしゃったように、例えば「オープンID」一つ取りましても、それによって各社のビジネス戦略に直結している部分もあります。そういった意味では、仮に民間に対して国が支援するとしても、技術中立性であったり、競争中立性というものが求められるのは事実だと思っております。

それから、2点目の「ガバメント2.0」につきましては、まずは官が持っている情報をオープンにし、デジタル化して出していく。官にできることは、まず官が率先してやるべきであるという視点をもう少し強調して出すのかなと思っております。

それから、3点目のグローバルというところは、まさにご指摘のとおりだと思っております。基本的考え方のところにもございましたが、やはりフォーラム標準などにもう少し力を入れていく。フォーラム標準は民間主導とはいえ、これに対しても国が積極的に支援をしていくという議論も、また別の場でも行われておりますので、もう少し全体像を書き下していく中で、その辺については言葉を足す必要があるのではないかと考えております。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

【野村構成員】 2点ほどございます。

一つが、村井先生が先ほどご指摘なされたデジタルデバイドの件なのですが、前回の会合で博報堂などが示されたデータでも、年齢差とともに地域差が示されていたかと思えます。デジタルデバイドをどうやって解消していくかというのは常に念頭に置かなければいけない問題ですし、ICTの恩恵を国全体としてどう享受するかということは大きな課題だと思います。もう一つ、裏を返せば、地域差や年齢差をどうやって埋めていくかということは、新しい産業だとか、新しい事業の創出に繋がるということです。デジタルデバイドを埋められるサービス、アプリケーション、あるいは端末、いろいろなものがあるのではないのかと思うのですが、そういったところをどうやって創出していくかは、この委員会のテーマである新事業創出にもつながるものなのではないのかと思

うので、デジタルデバインドへの対応についても、明確に打ち出していく必要があると思います。このデジタルデバインドを埋めるもの—新事業、新産業が、恐らく内需振興につながるであろうし、それを同じ課題を持つ海外にも展開していけば外需にもつながっていくという広がりを持った展望ができるのではないかとということが一つございます。

それから、もう1点なのですが、5ページ目の「情報流通連携基盤」、最後にも図を示していただいたとおり、これが恐らく2020年の目標として、これを構築して、そこをベースにしてどうやって新しい事業、産業をダイナミックに繰り広げていくかという、そういった将来展望を描いていくということがあるのだと思っています。ただ、取りまとめ（案）の全体を見まして、これについて長期的な目標として設定する必要があるということでは言われているのですが、具体的なロードマップをどうするのかとか、だれが主役なのか、だれがどんな役回りを担えばいいのか、そういったところがまだ具体的に示されていません。官民の連携をどうするかということも一つあると思います。多分、今回の取りまとめではなくて、次回以降のプロセスでそういったところを検討していくのだらうとは思っているのですが、やはり、せっかく目標を打ち出したのだから、それを具体的にどのような形・役割分担で取り組まなければいけないのか、そういったプロセスを明示できるような議論が今後できたらよいかと思っております。

【新美主査】 ありがとうございます。今の点、ごもっともな点ですがけれども、事務局でお考えはございますか。

【谷協情報通信政策課長】 まず、1点目のご指摘でございますけれども、特に地域的なジオグラフィカルなデジタルデバインドに加えて、特に年齢層別のデジタルデバインドということが実は今回の被災地でもかなり指摘されているところでございます。7ページの下のところに「高齢者等にとって使い勝手のよいサービス等の開発を促進すべきではないか」と書いておりますけれども、この辺がこれから少子高齢化に向かっていく中で、実は新事業創出の一つのコアになる可能性もあると思っておりますので、もう少しこの辺は膨らませて具体的なアクションにつながるようにしてはどうかと思っております。

それから、各プレーヤーの「情報流通連携基盤」の構築についての役回りということでございますけれども、これは今おっしゃったように、例えばロードマップをつくっていく中で産学官の役割は何か、それから、先ほど吉川さんがおっしゃったように、官はどこまで役割を果たすのかという点も含めて、もう少し議論を深めていただく必要があるのではないかと現時点では思っております。

【新美主査】 ありがとうございます。

【山田栄子構成員】 みなさんが今ご指摘いただいた点は、私もそのように思いますし、ぜひ事務局がおっしゃったように進めていただきたいと思うのですが、例えば年齢差の問題、地域の問題、今までもずっと検討されてきている、今始まった話ではないところもありますので、なぜ今までそれが進んできていないのかというところも踏まえて、これから先、村井さんおっしゃったように、インフラとすべきであれば、だれもが本当に使えるというところをどういうふうを実現するか、これは今までは、ま、いいか、ということで、成果が上がってなくても後回しにされてきましたが、これから先はもうそれは許されないことじゃないと思っていますので、本当にどうやって実現するのか、官民挙げて具体的な策を練りたいと思います。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

【山田メユミ構成員】 皆様おっしゃっておられるデジタルデバイドの部分に関連することですが、各地域のICTの利活用、使う側のリテラシーを向上していくというところで、各地域にICT人材派遣とか教育というところが項目に盛り込まれていたのですが、全体としてマニュアル化であるとか、このように使ったらいいというリコメンデーション、コンサルのような機能、そういうのを官としてももう少しサポートできたらいいのかなと考えながら伺っておりました。

例えば、前回の被災直後に、Amazonのウィッシュリストの機能を使って、たしか陸前高田市とかそういったところが物品の寄附を全国に募って、そこに一般の消費者が参加して寄附するということが起きたと思うんですが、ああいった仕組みとしては、既にあるものをどう利用するのか、各地域にそういった気のきく人というか、ICTをうまく活用できる人がいるかいないかでかなり差が出てしまっているという実情もあるのかなと思ひまして、そういったところが何か全体にボトムアップしていけるようなことができたらいいのではないかと感じました。

【新美主査】 わかりました。ありがとうございます。大変重要なご指摘だと思います。いろいろところで情報公開が不足だということが言われていますが、実は公開されているけれどもアクセスの仕方がわからなかったとか、そういった、要するにきめ細かくどうやったらいいのかというのがわからないことが一つの情報格差を生んでいる。オー

ブンにはなっているけれども、格差を生んでいるという、そういう現状がありますので、その辺をどう埋めていくかという観点からは、今の山田メユミさんの指摘は重要な点だと伺っておりました。

ほかにご意見ございましたらお願いします。

【村上構成員】 今回の論点整理は、これまでこの場で議論してきました基盤的な論点ですとか、ICT利活用ワーキンググループで議論してきた論点、ほとんどの論点が非常に体系的に表現されていまして、ここまでまとめてこられた事務局の努力と能力に敬意を表したいと思います。

二つだけ、問題提起をしておきたいのですが、一つは、震災関連で、ICT利活用絡みの施策が役に立ったところもあるのですが、役に立たなかったところも結構多かったという議論がありました。今回いろいろな経験をしたのですが、特に震災発災の直後に国とか自治体が動ける自由度が非常に小さいことが分かりました。事実上、今回はボランティアですとかプロボノの人たちがどんどん会社とか組織を離れた形で非常に活発な活動をして、いろいろな仕組みをつくってくれました。それが役に立ったということなのですが、今後に向けて情報連携基盤の重要性ということを出し出す中で、今回、本来例えばパーソンファインダーみたいなことは国がやるか自治体やってしかるべきだと思います。被災地と、ボランティアや企業をつなぐとかの、幾つか既に動いたもので非常に有用だったことが明確なものがあります。情報連携基盤を出していくとすれば、こういうものをあらかじめ情報連携基盤として準備しておけないものだろうかということ非常に強く思っています。ただ準備しただけではだめで、恐らくドリルといいますか、年に1回は使ってみる訓練も必要なのだと思いますが、今回の経験をむだにしないということ、それと、国の役割ということ考えたときに、特に発災直後に有用だったプラットフォームについては、非常時のものを平時化することが具体的にできないだろうかということが一つでございます。

もう一つは、議論したことはほとんど全部取り入れていただいているのですが、後のほうから出てきた「ガバメント2.0」や「ビッグデータ」の話もこの中に入れていただきまして、非常に今日的な報告書になろうとしていると思います。ただ、これを実現するためには、個人情報保護とプライバシーについての今の日本の社会での取り扱いをどうするのかという議論なしには前に進めないところがあるように思います。今、「ビッグデータ」の議論で、欧米ではどんどん効用サイドが強調されて、どう利用して

やろうかということで、話が進んでいます、恐らく日本でこれからこの議論を始めると、必ず個人情報保護とプライバシーの話になっていくと思います。この報告書では4ページのところに、個人情報保護が分野別で異なる扱いをされて、これも整合性を持ったものにすべきだと述べられています。これは今の問題なのですが、本当に「ガバメント2.0」でこれまであまり出てこなかったような大規模データがどんどん世の中に出て、自治体も使えるし企業も使えるというようなところに進んでいくためには、やっぱりプライバシーについての考え方を、保護という視点と、効用という視点のバランスを考えて、真っ正面から議論する場というかステップが必要であると思います。

今、この周りでは社会保障と税に係る番号制度の議論があって、この番号制度の議論は、本来、国民ID制度の議論と一緒に進むはずだったのですが、現在は、番号制度だけが前に進もうとしている。番号制度の考え方の中では、プライバシーをどう守るか、どう個人の情報を守るか、というところが非常に高いプライオリティで議論されていて、私には絶対的なプライバシーとか絶対的な個人情報保護が追求されている感がございませぬ。だけど、今回の震災でも必要不可欠な効用が出たときには、保護は副次的にならざるを得ないわけです。要するに、緊急時の医療の中で、個人情報保護について各部門別で出ているガイドラインについてはいろいろな規制緩和が行われました。この間の経験もうまく組み込むような形で、プライバシーとか個人情報保護の問題について、どこからが匿名情報で、どこからは個人情報なのか。どこまでは公的な機関のみが使えて、どこからは民も使えるのかというような線引きが実効的にできるような議論が、この論点整理で出された諸施策を前に進めるためには必要なのだと思います。

今回ここで入れていただくか、あるいは、もうちょっと後ということになるのかもかもしれませんが、その糸口にあたることは書き込めるだけ書き込んでいただきたいと思ひます。

以上2点でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。個人情報等については、多分、過剰反応の面もありますので、それをどううまく調和させるかというのは、今後真剣に議論しなくてはいけないポイントだと思います。住基ネットをめぐる裁判例も定着してきまして、一つの方向性は出てきていると思ひますので、その辺はここでも議論の中で進めていきたいと思ひます。

【谷脇情報通信政策課長】 そういった意味では、個人情報保護については幾つかの箇

所で記述はしてございますけれども、最後のところ、今後の検討課題の中でも、例えば平時における各分野の個人情報の取り扱いのレベル間の違いをどう考えていくのかということもございますし、それから、もちろんオプトインを前提として、クラウド事業者が個人情報をどう取り扱うのかということを確認にしていくという点もございます。それから、発災時において、個人情報保護法をそのままは守れないわけですので、その場合に、例えばステージングを分けて、あらかじめ関係者がどういうふうに関与するかということを決めておくことも必要かと存じます。そういった点を今後の検討課題というところで少し項を立てて、それもきちんと書き込んでおくということではいかかかと考えております。

【新美主査】　そうですね。個人情報保護法も、今回の発災のときのような場合には、一応安全弁が用意されており、非常時対応として利活用できるような仕組みにはなっているのですが、そのための詳細な、使いやすいマニュアルと申しますか、判断の枠組みが用意されていないということがネックになっていたと思います。そういうことも含めて、今ご説明にあったような方向で検討を深めていきたいと思っております。

ほかにご意見ございましたらお願いします。

【三膳構成員】　震災関連で2点ほどございます。

今、パーソンファインダーとかそういう話があったと思います。一つ言えるのは、阪神大震災のときよりもICTがかなり有効に機能したという言い方が失礼であれば、使っていただけるチャンス、機会は多かったと思っておりますし、前回よりも多様な使い方なり支援のときに使えたという評価はあると思っております。ちょっと細かい評価をやっていかなければならないと思うのですが、実際に生存確認をしていく中で、いわゆるああいうマスに集めていく、例えばパーソンファインダーなり携帯電話の安否確認システムみたいなほうが、むしろうまくいかなかったような感じが個人的にはしています。もうちょっとローカルな小さなコミュニティでの確認をみんなで共有する仕組み、地域の人なり何なりに話を聞くというほうが実はうまくいっていて、みんなが入っているところに探しに行く見つからないということが実は多かったのです。このあたりは評価をどうとらえるかというのはあると思うのですが、むしろ大きなシステムを無理やりつくるよりも、小さなシステムでコラボできるほうが安全なのかなということを実は思っていて、それをどうやって、簡単に組み立てていくほうがいいのか、その辺の評価もうまくやった上で、次の手をどうとるかということ考えたほうがいいのかという気がしていま

す。

それから、端末というかデジタルデバイドの話が幾つか出ていたのですが、一つ認識
というか反省として、携帯電話と電気に頼り過ぎていたかなという気がしていて、エネ
ルギーの「地産地消」みたいな話とか、もう少しライフスタイルと情報取得を一緒に考
えないと、例えば端末を配ればすぐ終わりという話にはどうもならないなというのを今
回とても思っています。電源の確保やら何やら、もう少し足元から見直さないと、要す
るに手元で組み立てられる情報発信、情報を受ける機能というのを、もう少し手軽にロ
ーカルでさばけるようにしないと、実はその情報アクセスにすごく困難が伴うのではな
いかということが非常に反省という部分ではあったと思うので、そのあたりを含めて、
検討いただけたらと考えています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

【岩浪構成員】 先ほどの村上さんのお話、僕も全く賛成です。何しろこの資料もの
すごくよく網羅的にまとめていただいているなど。しかし、パーソンファインダーの件
で言えば、本来、国民の生命とか財産を守るような役割は国にもあるし、当然ICT政
策にもあるんだと思うんですが、あの場合、もうすっかりGoogle頼りになってしまった
よねというのは、本当は一つの反省だと思うんですよね。

それで、先程のこういった災害時と平時にというようなお話もありましたけれども、
今回の災害で、もちろん災害の特別な対応は必要だと思っているんですけど、これによ
って日本全体が気づかされたことも随分あるんだと思うんです。

それはICT政策だって、今言ったように生命とか生活基盤のためにどうあるべきか
というお話とか、それから、例えば我々のテーマの新事業創出ということに関して、
もうすべてが壊れてしまった現地に対して、国がどこまでやるべきかというお話は、先
ほどの個人情報の件もそうですが、そもそも何のためにあったんだろうということが、
申しわけないけれども、今回の大災害で目が覚めたみたいなのところもある。

したがって、もともと僕は第1回に震災前にプレゼンさせていただいた時、日本は現
在大変な危機であるという認識から発表させていただいたわけですけど、同じだと思
うんですね。

つまり、今までどおりじゃもう危機を克服できない。そうだとしたら、今までにない
ことを少し打ち出しましょうということが、今回の大震災によってより明快になったん

じゃないかなと思っています。

これまでにいろいろと垢が積もっちゃっているようなところもあるんだと思いますが、この際、それをそもそも論に立ち戻って考え直すいい機会なのかなと思っています。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。

【山田栄子構成員】 先ほどの三膳さんのお話に続いてですけれども、高齢者、障がい者のICT利活用を進めている私自身の今までの活動の反省でもありますし、プラスしてどう検討すればいいか私自身もよくわかっていない点としてご提案したい点は、情報通信のこの技術を災害時に活用するためには、平時でもきちんと活用できていることが大事じゃないかなと。今回身にしみて思ったのは、平時できていないことを緊急時にやろうと思っても無理で、平時からできていることがどれだけ重要かと思いましたので、先ほど三膳さん、流通の話をおっしゃってございましたけれども、やはりデジタルデバイドを解消するための流通の仕組みということとか、利用料金の仕組みですね。今の料金を高いと見るのか安いと見るのか、私自身はちょっと判断しかねているところもあるのですが、新事業を創出するという意味でも、この利用料金をどうするかをご検討いただければと思っています。よろしく願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

【太田構成員】 デジタルデバイスのお話と今の山田栄子さんの料金の話でなるほどと思ったのですが、もともとのもしも電話の通信というのは、例えばユニバーサルサービスという議論もありますように、全国でつながることというのがある意味で一つの条件で、我々は多分、議論していても、デジタルデバイスの問題が出てくると何かというと、暗黙のうちにいろいろなブロードバンドでの新しいサービス、スマートなサービスを全員が享受できることを前提に考えているのではないのかと。ただ、もちろんそれはそうなのですが、当然のことながらデジタルデバイスがあるので、やっぱりある意味でクラスター分けごとに内容のグレードは変わるだろうし、それからもう一つは、やっぱりお値段も変わらなきゃいけないのだろうと思うのですね。ところが、現実の世界で見ると、サービスを提供する事業者が全国一律料金というのが何か暗黙のうちに前提となっていて、だれもあるクラスターされた人たち向けのサービスと、それに合った料金体系というのが出ていないところに、新サービス、新産業が出てきづらいところな

のかなと思います。

今回のこのレポートでも、国の神経系としてのICTというところまで踏み込んでいくわけですから、やっぱり2020年にめがけて考えたときに、ICTというのはライフラインの重要な一つの構成要素ぐらいのことを打ち出しちゃってもいいんじゃないのかなと思います。その上で、デジタルデバイド問題をどうしましょうとか、料金体系も一律である必要はないんじゃないでしょうかみたいになっていくと、何となくわかりやすのかなと思いました。

【新美主査】 ありがとうございます。

【村井主査代理】 皆さんのお話を伺っていて、全体のトーンとしては復興と再生という事なのですが、よく見ると中には書いていただいている、基本的にはどのくらいのレディネスを持って次の災害に備えるかというような視点なのではないかと思います。今回、例えば震災後に復興に対してというか、本当の直後の情報通信インフラの復活に向けて専門家の方もそうではない方も、力を合わせて色々な動きができて、これが被災地でも非常に有効に働いたということだと思います。この中にやはり幾つか大変重要なレッスンがあって、例えば衛星を使ったインターネットというのは日本はブロードバンドが非常に普及しているのです、ビジネスとしては非常に成立しやすく、わざわざアンテナを立てて衛星からインターネットをブロードバンドで買おうという人が少ないものですから、免許は幾つかあってサービスもあるのですが、なかなか普及は難しい。さらに、先ほどふだん使っていないものはいざというときに使えるわけがないというお話がありましたが、それが日常的にどう使われていくかということと組み合わせで、結果としてグローバルに衛星でのインターネット通信を行っている海外の企業が日本でライセンスを持っていましたので、3Gのバックエンド、インターネットの復旧、ボランティアの支援など色々なところで大活躍したというのがありました。衛星というのは空から降るのですが、コストがかかるので、ブロードバンドが進んでいるからこそ日本では普及しにくい状況があります。だけれども、実際には、地上回線が深刻な被害を受けたときには、これは非常に役に立つ。そうすると、今回、地元でも大学は相当いろいろな活躍をされたと思うのですけれども、例えば学校や大学にそういうものが用意してあるとか、地方自治体に用意してあるとか、そういうようなレディネスがあり、そしてふだんから何らかの目的で使っていれば、地域の活性化や被災地の復興等に対するレディネスができるのではないかという気が致しました。

そういう視点で見ると、今回の震災から復興して、そして未来に対して再生あるいは発展をしていくという視点に加えて、やはり、ある意味での災害を前提とした情報通信のあり方、災害前提社会を考える視点が重要だと思います。日本はやはりその運命を持っているのだと思います。そうすると、実際には官民一体で働くことはもう今回わかっているわけですから、特にパブリックセクター等々を中心に、情報通信に関してそのためにどういう備えを災害前提でつくっておくか、こういう視点も不可欠ではないかという気がいたしました。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

【森川構成員】 先ほど来、デジタルデバインド云々とか、いろいろな重要なご指摘がなされています。それでは、具体的な施策としていかにやっていくのかという点についてですが、いつもアメリカばかり参考になっているのがちょっとくやしいのですが、皆さんもご存じかもしれませんが、アメリカは今、懸賞金制度でプログラムを走らせているのが少しずつ出てきています。具体的には、「Challenge.gov」のページをごらんいただくと、こういった車を開発したら賞金が10億円だよとか、あるいは、小学校でエネルギー教育をして小学生がエネルギー削減を頑張ったら数千万円あげるよとか、そういういわゆる懸賞金をうまく使うことも試みられておられますので、何かの参考になるかもしれないと考えております。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

【山田栄子構成員】 先ほど村上さんや岩浪さんがご指摘された個人情報のお話については、私もぜひ早く検討したほうがいいと思います。すごくナイーブな問題があって、たなざらしできてしまったということが問題だとは思いますが、デジタルデバインド的な話を普及させる上でも、その辺、情報に必ずくっついてきてしまうので、いい形で前へ進めるためには早く手をつけたほうがいいのかと思っております。

【新美主査】 確かにおっしゃるとおりだと思います。一時期、個人情報保護法の見直しがあって、国民生活審議会で検討されたのですが、格別の法改正の必要なしということで、さたやみになっています。ただ、個人情報保護法というのは基本的には大枠を定めているもので、細かいところは、もう各事業者あるいはその団体の自主規制にお任せするというスタンスをとっています。したがって、平時の場合については、結構細かく

対応できる仕組みが採られていると思いますが、例外的な場合にどういう判断基準でどう行動したらいいのかというのは必ずしも明らかではない。ですから、そういう意味では、法改正を正面からやる必要はないかもしれませんが、例外的にこういうときには個人情報他に利用できますというところを少し議論しておく必要があるのではないかと、思っております。その意味では、山田栄子さんのおっしゃること、私も大賛成です。

あと、ほかにご意見ございましたらよろしくお願いします。

【堀構成員】 先ほどからデジタル機器の年齢格差という話もあると思うのですが、もう既にこの論点整理を見てわかるお年寄りも多分どんどん少なくなるほどカタカナ用語が多くて、一体何を質問したらいいのかということになります。僕自身も考えるところがあるのですが、一つは、アメリカの例は僕もあまり出したくないのですが、やっぱりペンタゴンの予算とNASAの予算があって、そこから派生した製品が民間に下りてくるというのは、あれは非常にいいシステムだと思います。必ずそれに政府調達が乗っかってくるわけです。日本の場合、当然、国防予算で何かを開発するという事はなかなか難しいわけですから、地震と津波と噴火と全部こんなにしょっちゅうくる国はないんだと。だから、ここの部分は絶対に安心できるような技術を開発しますということに関しては、やっぱりこれは官がやって、その部分で何か民間で役立つものはどんどん公開するということが産学官で必要なんじゃないかなと思います。

この災害対策、復興というのも、つらつらとこの論点を読んでおきますと、やはりどうしても東日本大震災をイメージした物書きじゃないかと思えます。現実、東京に当てはめてみるときに、確実にラインが大丈夫で、電波が大丈夫でということが想像できないのですね。それと、デジタル年齢格差ということでは、一人暮らしのお年寄りも一人暮らしの未成年者もこんなにたくさんいる都市で、恐らく若い人はラジオに触れないだろうし、お年寄りはデジタル機器に触れない。両方のむだが出てくるんじゃないかなと思います。そういうことも想像して震災対策という書きぶりを入れたほうがいいのではないかと思います。やはり、今回の東日本のように横の連携がある上に、自治会でも消防団でもまだ機能している場所と、東京のように横の連携がなくて、同じ建物でも縦の連携がなくて、地上まで下りてこられない高齢者というのがたくさん出てくるといことも推測しながら論点の中に入れていかれたらいいかなと思います。

それと、個人情報に関しては、我々の会社はいつも個人情報の被害にさらされている、タレントのプライバシー等はほとんどさらされている会社なので、比較的寛容なのです

が、やっぱり最終的に私は何者だということがわかるシステムがないと、やはり殊にタレントだけのことで言いますけれども、実際に権利を持っている人がどんどん不明になっていく、生きているのに不明者になっていくということが現実にあります。当然、身寄りのない人が、孤独死の問題でも、ちょっと調べればわかることでも、この人は何者だということがわからないで消えていってしまう。その人を確認するものに関しては、デジタルというのは非常に効果的な部分もたくさんあると思うので、ここも遠慮なく議論の中に入れていかれたらいいかなと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

【野原構成員】 皆さんのデジタルデバインドに関することとか、災害というか非常時に対する対応をどうするかという議論を聞いていて感じたことなのですが、どういう災害を想定するかとか、あるいは想定外のことが起こらないようにしようという、できるだけ対応しようというのは、それはもちろん賛成ですし、皆さんのおっしゃっていることもほとんど賛成なんですけれども、基本的に非常時が起こったときには想定どおりにいかないのが当然だと思うので、想定外に対してそれぞれの個々人が柔軟に対応していいんだというか、すべきなんだということがきちんとアピールされることが重要だと思っていて、非常時が起こったときにはこうすべきというようなガイドラインをつくってしまうと、また今度はそれからずれるとよくないことみたいな、常に何かマニュアルを書かれないといけないような形になっていくような気がして、ちょっと不安を感じました。できれば、今回の震災に際して起こった柔軟な対応によるいい例をベストプラクティスとして奨励しながら、柔軟に、ある程度、非常時には法律を越えることだってあり得るわけだし、それでいいんじゃないかというようなみんなの体制、いろいろな情報、ICTに対する利用スキルにおいても、こうじゃなきゃいけない、ああじゃなきゃいけないというようなほうに指導するのではなくて、できるだけ何かあったときに柔軟になることがいいことなんだというような状況になるように進めていってほしい。なので、やるならば、ガイドラインじゃなくて、先進的な例としての紹介だと思いますし、法の改正とかそういうことではなくて、非常時においてはこういうことが起こってもいいんだということが世論として認められるような形に進めていくというようなことも同時に考えていただければいいなと思います。

【新美主査】 ほかにいかがでしょうか。

今の野原さんのおっしゃっていることはそのとおりなのですが、最近の法律の多くは、想定外のときには例外規定を用意しております。それをなかなか発動しないというのが大きな問題だと思うのです。例外を発動するとその理由を説明しなければいけないということになりますので、なかなか例外条項を発動したくない。ですから、例外発動の事例を紹介するなど、そういうことは必要だろうと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、時間もまいりましたので、本日の議論はこれまでとさせていただきますと思います。

次回の会合におきましては、7月に予定されております情報通信審議会の中間答申に向けて、この新事業創出戦略委員会としての第1次取りまとめを行いたいと考えております。

また、6月6日に情報通信政策部会が開催される予定でございます。そこでこれまでのこの委員会の検討状況について、私、主査の立場から出席してご報告させていただきたいと思っております。報告の資料につきましては、きょうご議論いただいたものなどを前提にして、私で事務局とともに作成させていただきたいと思っておりますので、ご一任いただきたいということでございます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美主査】 どうもありがとうございます。

なお、この情報通信政策部会での議論の状況につきましては、次回のこの委員会においてフィードバックさせていただきたいと考えております。

それでは、次回の会合等につきまして、事務局からご案内をお願いします。

【谷協情報通信政策課長】 今、お話がございましたように、次回の本委員会会合におきまして、本日ご議論いただきました論点整理(案)をベースにしまして、本委員会としての第1次取りまとめ(案)についてご議論させていただきたいと考えております。

なお、今回の論点整理につきまして、追加でお気づきの点などございましたら、事務局までメールでお寄せいただきたいと思いますと思っております。

次回会合の詳細につきましては、別途またメールでご連絡させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、次回の会合に向けまして、事務局においては本日の議論、あるいはICT利活用戦略ワーキンググループの検討状況、それから皆様からの追加意見を踏まえまして、第1次取りまとめ（案）の作成に向けた作業をお願いしたいと存じます。

以上で第7回の会合を終了させていただきます。お忙しい中、ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上